

## 資 料

# フェーム裁判の初期史をめぐって(4・完) ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

若曾根 健 治

- 1 はじめに
- 2 13世紀前期までのドルトムント史一斑——グラフと都市
  - 2-1 ドルトムントの「ケーニヒスホーフ」とグラフ・フォン・ドルトムント
  - 2-2 ドルトムントの都市への生成をめぐって
  - 2-3 ドルトムント市とグラフ・フォン・ドルトムント——或る争いとその仲裁  
(以上、143号)
- 3 「ドルトムント・グラフシャフトの裁判長」と「ドルトムント市裁判長」
  - 3-1 はじめに
  - 3-2 13世紀中葉の四証書とその内容
  - 3-3 裁判集会場所と判決人について
  - 3-4 土地取引をめぐって——裁判集会和都市同盟会議
  - 3-5 「ドルトムントの裁判長」とは
    - 3-5-1 マイニングハウスの所論——「伯領の裁判長」について
    - 3-5-2 「都市裁判所」の問題その他
    - 3-5-3 「市裁判長」の選出・任命をめぐって (以上、144号)
- 4 ドルトムント・フライゲリヒトについて
  - 4-1 フライゲリヒトの発端として——1257年の証書
  - 4-2 「国王バン」の下で「秘密裁判」として——1268年および1274年の証書
  - 4-3 「国王バン」の記載をもたぬ証書について (以上、146号)

資 料

- 4-4 「国王バン」とフライゲリヒトをめぐる（以下、本号）
- 4-5 13世紀末葉から14世紀初頭にかけて——4つの証書から
- 5 おわりに

## 4 ドルトムント・フライゲリヒトについて（承前）

### 4-4 「国王バン」とフライゲリヒトをめぐる

(1) ここで、一旦フライゲリヒト関係の証書の紹介・分析を離れ、「国王バン」によるフライゲリヒト裁判の問題について、とくにヴェストファーレンにおけるそれについて、考えたい。この問題は、一例にリンドナー<sup>(274)</sup>やヘック<sup>(275)</sup>、フォン・フォルテリーニ<sup>(276)</sup>らが先鞭をつけた後、戦後早急ヘームベルクが教授資格取得論文『ヴェストファーレン・フライグラーフシャフトの成立』（1953）の冒頭章で立ち入って考察を加え<sup>(277)</sup>、また前後の研究『グラーフシャフト・フライグラーフシャフト・ゴークラーフシャフト』（1949）<sup>(278)</sup>、「フェーメの発展——時代と空間とにおける——」（1955）<sup>(279)</sup>、さらに南ヴェストファーレンの聖俗ラント機構に関する著書（1965）<sup>(280)</sup>でとりあげた。

ヘームベルクが教授資格論文のまさに初章で国王バンをとりあげたことは、フライゲリヒトにとってバンの問題が最重要であることを暗示する。ただ、彼の考察には各種の批判が出たことは、周知のとおり<sup>(281)</sup>。ために、その研究をとりあげるのは、いまさらの感があろうが、少なからず、ヴェストファーレンにおけるフライゲリヒト、国王バンをめぐる論議の出発点となった考察であり、かつ、これらを筆者自身の問題としても考えるのに裨益するものといえる。

(2) ヘームベルクによれば、13世紀後期以来展開し始めるフェーメにとって基盤になっていたフライゲリヒト、しかもヴェストファーレン中央部における（*nnerwestfälisch*）フライゲリヒト（これは高級裁判所であった）の「特色」は国王バン（国王裁判権）の下で裁判が実施されたことにあった<sup>(282)</sup>。彼の主張の要点を挙げるに、第1に（a）、ヴェストファーレンは大きく2つの地域から

なる。中央部はミュンスターラント、ケルン教会のヴェストファーレン大公領（ゾースト、アーンズベルクを含む）、当大公領を東西に挟む、パーダーボルン司教領、マルク伯領であり、全体として南ヴェストファーレンを指す。もう1つが北東部（オスナブリュック、ミンデンの司教領）、ニーダーザクセン（コルファイ修道院領、ヒルデスハイム、プレーメン）であり、ここでは司教らは、1330年代以降フライゲリヒト、すなわち国王バンを備えた裁判権を皇帝特権状によって取得しなければならなかった。こうして本来、国王バン下でフライゲリヒトが設けられたのはヴェストファーレン全域ではなく、ほぼその半分にあたる地域であり<sup>(283)</sup>、ドルトムントもここに属した。

第2に（b）、ヘームベルクは、中世後期なかならず「1300年以後」にみえたヴェストファーレン中央部における国王バン下の裁判（「国王バン裁判」）を目の前にし、ヴェストファーレン中央部におけるこの「特色」の由来するところを問い、これを〈生き残り〉現象にあると捉える。14世紀以降のヴェストファーレン中央部は、「国王バン裁判」の「生き残り地域」とみる<sup>(284)</sup>。じつは、彼によれば、元来「国王バン裁判」はヴェストファーレン中央部にかぎられていたのではなく、ザクセン全領域に亘り、さらにフリースラント、ユトレヒト、ラインラント、シュワーベン、スイスにもみいだされ、のみならず、まれだがバイエルン、オストマルク（オーストリア）にも知られていた<sup>(285)</sup>。なぜこう広くおよんでいたのか。それは「カロリンガー・フランク王権の立法」（つまりカピトゥラリア）によって9世紀に導入され、国王バンに基づいた国王裁判がオットー諸帝時代ドイツ王国のほぼ全域に広がっていった<sup>(286)</sup> ことによっていた。

第3に（c）、ではどうしてヴェストファーレン中央部が「生き残り地域」になったのか。早くも10世紀に、国王裁判権を弱める動きが出てきたからだ。これは、バイエルンに始まり11世紀に南ドイツ全域におよぶ。動きはさらに北方に向かい、ヘッセン、テューリングゲンに到り、12世紀にはラインラント、そしてザクセンに亘る。ザクセンでは、ウェーザー河を挟み、東部では13世紀に「国王バン裁判」は廃れ、国王バンに基づかぬ裁判が実施される。たいし、西部地域（「ヴェストファーレン中央部」）では生き残る。この過程で、バン裁判権の範囲が広が

り、刑事的事件に加え「(不動産)所有権譲渡」を管轄するに到る。〈生き残る〉という点では、ハルツ、エルベ間のオストザクセンに故里をもったザクセンシュピーゲルの国王バン裁判(1, 2, 2; 1, 59, 1; 3, 65, 4など)も同様であった。しかし、オストザクセンでは、13世紀後期1275年および1282年の2事例が、証書上、国王バン裁判に言及する最後の証拠となった<sup>(287)</sup>。

(3) ヘームベルクの所論の独特さは、いわば「振り返りの考察手法」<sup>(288)</sup>にあった。中世後期、近世初期にみいだされるヴェストファーレン中央部における国王バン裁判を基軸に据え、該裁判がいかなる時代にまで遡るかを考える。そうしてそれを、カロリンガー・フランク王権の立法に由来し、ドイツ王国に統一的かつ「一般的に普及し」やがて各地域で徐々に姿を消した裁判制度(国王バン裁判)の、最後の〈名残り〉とみた。彼自身語るとおり、国王バン裁判を中世盛期以降の「新しい形成物として、例えばシュタウファー王権の創設物としては、捉えぬ」<sup>(289)</sup>、との主張にある。

しかし、こうした、カピトゥラリア立法に基づくカロリンガー・フランク王国の〈統一性〉を根拠とした考察<sup>(290)</sup>、またドイツ諸(部族)地域の特性・差異に応じた、ドイツ王権の伸張のありように注意を払っているとはみえぬ思考に接するとき、異論が出るのは無理からぬところである。シュレージンガーによれば、国王バン裁判の進出・後退の状況や「生き残り地域」の時代的推移など「作図」(歴史地図)をもって応えぬかぎり、ヘームベルクの主張は仮説に止まらざるをえぬ、という<sup>(291)</sup>。またドレーゲによれば、カピトゥラリアに根拠をおくとされた国王の裁判高権は、バイエルンには、カーロリンガー時代であれ、その後のオットー諸帝時代であれ、妥当することはなかったし、他方バイエルンにおいても13世紀14世紀に、国王バンに基づいた裁判の存在が確認される<sup>(292)</sup>、という。こうなってくると、ヘームベルクによる問題の立て方そのものに、大きな疑問符がついてしまうであろう。

(4) ヴェストファーレン、しかもその中央部を、国王バンの「生き残り地域」たらしめたというのであれば、その歴史的要因とは、なんであったのか。根本の問題として、ヘームベルクはこれに応えていないようにおもわれる。

国王バン裁判の生成の問題自体は、筆者自身今後考えていかねばならないが、ただひとつ、こうは考えられぬか。国王バンに基づいた裁判がヴェストファーレンに登場するのが一般に12世紀半ば以降であるとすれば<sup>(293)</sup>、王権がザクセン家からシュタウファー家に移行していった中で、ヴェストファーレンは、国王としたいに疎遠な関係に陥っていく<sup>(294)</sup>のが、一点。もう一点、周知のように、もともと諸権力が分裂し錯綜する土地ヴェストファーレン<sup>(295)</sup>において領域諸権力は、その伸長を図り、争い(フェーデ)が頻出する<sup>(296)</sup>。土地の二大勢力——ケルン大司教およびミュンスター司教——もこれを十分制圧しえぬ。二大勢力なかならず大司教自体、一方で争いの仲裁者となるが、他方で争いの当事者そのものであった。こうした2点の事情の中で、或る意味〈反動〉の現象が生じてくる。地域の支配者(司教や伯・貴族、それに都市)は〈平和形成〉のために、都市同盟・ラント平和同盟を交わす一方で、帝国最高の裁判長=国王を引き込む<sup>(297)</sup>。この1つが、バンを請願することであり、こうして国王バンに基づく裁判を出現させる、と。

とりわけ、ドルトムント伯など勢力の弱い貴族らにとって、バン(国王裁判権)の取得をともし王権に支えをもつことは、台頭する諸ランデスヘルシャフトに対抗し、自己の裁判権力を主張するのに有利となったであろう<sup>(298)</sup>。

国王バンの取得の意味は、フライゲリヒトを〈皇帝の裁判所〉へと高めること(これによってフライシェッフエンは、「帝国のシェッフエン [imperiales scabinos]<sup>(299)</sup>と称ばれることになろう)にあり、しかもその裁判権が帝国全域に妥当する裁判所へと蘇生させることにあった<sup>(300)</sup>。後代、領邦・都市の正規の裁判所において、裁判長や当事者(被告)によって不法な「裁判の拒絶(Rechtsverweigerung)」に遭ったと主張する当事者(原告)がフライゲリヒトに訴訟を起し、フライゲリヒトがこれを受け裁判権を主張・行使するのは、そこに由来する<sup>(301)</sup>。裁判長が「不法に」裁判を拒絶する事例の起こりうるのを、ザクセンシュピーゲルは語っている(1・34・3)。くしくもわれわれのフライゲリヒト事例にあるように譲渡人が「自由地」(「所有地 [egen]」)を譲渡するさいのこと。裁判長が譲渡を「不法に」つまり理由なく「妨害する」(これはなぜ起きるのか!)とき、譲渡人

は国王に訴え出る。「国王がザクセンの地に来たときに。」

国王がザクセンの地に来るまで待たねばならぬ、という譲渡人の困窮情況<sup>(302)</sup>をおもうとき、国王臨席の裁判とは違って、フライゲリヒトに接近しうる機会は、「妨害」を訴える当事者にとって格段に多く、好都合であったろう。

国王バン裁判は高級裁判であった<sup>(303)</sup>。国王バン裁判所として的高级裁判所、われわれの場合でいえばフライゲリヒトがとりあげうる事件は、ザクセンシュピーゲル風にいえば、シェッフエンパールフライエ（参審自由人）による非行の事件、およびアイゲン（自由地）をめぐる争いであった（1・59・1）。これらの事件・争いでは、国王バンを取得している者（われわれの場合では、フライグラーフ）が裁判長となる。この意味で、バンをもため裁判長とは地位を異にする<sup>(304)</sup>。高級裁判において有罪となる者、敗訴する者は、60シリング（カーロリンガー時代カピトゥラリア [802年] 風にいえば60ソルドゥス）<sup>(305)</sup>の贖罪金、賠償金を課せられる（2・61・2，3・64・4，3・64・6）。これが、該裁判の特徴であった。土地譲渡の確認をめぐる事例は上記「アイゲン（自由地）をめぐる争い」にあたる。裁判集会における土地譲渡意思の確認はたしかに〈非訟事件〉ではあるが、究極的には譲渡をめぐり後後起こりうる「争い」を未然に回避することに意味があった。現に、フライゲリヒトであつかわれた、自由地をめぐる種類の「争い」の例をリンドナーは紹介する<sup>(306)</sup>。

ともあれ、上記のような「或る意味〈反動〉の現象」として、国王バン出現をみる考察法は、当面むろん、仮説の域を出ず、今後考えを深めねばならないであろう。ただ、一言すれば、ヴェストファーレンの分断化を和らげ、諸地域や諸権力を統合する発端となりえた要素として、相互に親縁な関係にあったヴェストファーレン諸都市法や、都市同盟、ラント平和同盟、そしてハンザとならび、フライゲリヒト＝フェーメ（すなわち、ヴェストファーレンにおける国王バン裁判）に注目せんとする向き（フリードリヒ・ウールホルン<sup>(307)</sup>）があるのを、指摘しておきたい。そして、フェーメ裁判にみいだされる、こうした意味の統合の発端は、王権にとっても不利益には作用しなかったとおもわれる。

#### 4-5 13世紀末葉から14世紀初頭にかけて——4つの証書から

さて、フェーメ裁判初期史関係の証書のよみときを再開しよう。時代的には、本節で初期史としてとりあげる時代幅の最終段階（13世紀末葉から14世紀初頭）のものをみることになる。証書は4例あり、証書の形態上から強いていえば、三種にわけられうる。第1は、「国王バンと秘密裁判」を語る証書であり（[証書 [xvi] および証書 [xvii]）、この意味で、すでにみたとおりオーソドックスなものの。第2は「国王バン」のみを述べ、これまでの証書にはなかったありようのもの（証書 [xviii]）。最後第3の証書はさらに特異な形態をとり、国王バンと「判決質問条項」とが結びついている（証書 [xv]）。

(1) 先ず、オーソドックスな証書例から。証書 [xvi]（1289年4月5日）<sup>(308)</sup>によれば、ドルトムント市民・故エルトマールの妻（アーデルハイド）と子（ゴットフリート）は、クルーゼ兄弟（*fratribus dictis Cruse*）（ゴットフリート、ルートガー [Lutgero]）——『証書集』の編者は兄弟を〈市民〉と称んでいるが、証書そのものにはその点の記述はない——に、ホルトハウゼン在の土地オストフース（*bona nostra sita in Holthusen, que Osthus appellantur*）を譲渡する。兄弟がその所有権を永久に保持しうるように（*in meram proprietatem perpetuo possidenda*）、と。次いで、譲渡人は譲受人のために当該売買の確認がなされる（*firmaretur*）よう「テオデリクス・フォン・ベルテルヴィックのホーフに赴いた（*accessimus ad curiam Theoderici de Bertelwic*）。」そこに設けられたとみられる裁判所こそは、ドルトムント伯ヘルボルドゥスが判決によって、「秘密裁判の正規の裁判場所（*legitimum locum secreti iudicii*）」として設け、かつ、みずから（*personaliter*）、シュトゥールヘル（フライゲリヒト裁判権者）として主宰する裁判所であった。そして譲渡する土地（上記）は、フライゲリヒトの裁判集会が設けられたこの場所（いわば〈フライゲリヒト裁判区〉）内に存するという関係にあった<sup>(309)</sup>。

上述にあった言葉「判決によって（*per sententiam*）」とあるのは、いうまでもなく、裁判長（ここでは、ドルトムント伯自身）の判決質問を受けたものであることを指す。該裁判集会がフライゲリヒト（ここでは、「秘密裁判」）の「正規の裁判場所（*legitimum locum*）」であるのかどうかの質問への、判決人の回答であっ

## 資 料

た。„legitimum locum“ とは中世ドイツ語の関係語の一例でいえば „in rechter dingestat (マクデブルク)“ の謂である。判決の質問と回答とは、正規の場所を「裁判長と判決人とが囲う (scholtis unde scheppin syn ding hegen)」さいの開廷儀式の1つであった<sup>(310)</sup>。

では「正規の裁判場所」とは、どこに存したのであろうか。上記のとおり証書に従えば、「テオデリクス・フォン・ベルテルヴィックのホーフ」となる。『ドルトムント文書集』編者もそれを〈Bertelwichshofe〉という。「ベルテルヴィックのホーフ」(居館か)に裁判所が設けられた恰好となる。それがどこに位置するのは不詳。テオデリクスが市民である(8年前の証書から)ため、市内と推測されているが(ゾルバハ) どうであらうか<sup>(310a)</sup>。とにかく、14世紀に伯領内に7つのフライゲリヒト集会場(フライシュトゥール)が確定するまでの間、個々の集会場はこのようなかたちで選ばれたようだ。

本フライゲリヒトにおいて譲渡人は上述の譲渡を表明し (in quo loco bona resignavimus memorata)、伯は「かのクルーゼ兄弟のために、前述の土地の所有を、国王バンによって、かつ、シェッフエンの判決に基づき確固たるものとした (per bannum regium stabilivit de sententia scabinorum)。」<sup>(311)</sup> 本証書には、在席の「シェッフエン (hiis scabinis eiusdem iudicii presentibus)」の個々の名が、オットー・フォン・ハッモン (Ottone de Hammone) を筆頭に記されている。総勢7人である。ここで、われわれは、既述のとおり<sup>(312)</sup>、「シェッフエン」を、とりもなおさず〈フライシェッフエン〉として受け取っていかう。この中に、以下のとおり、注目すべき人物がいた。

(a) くしくも、上記テオデリクス・フォン・ベルテルヴィックが名を連ねていた。「市民」が「(フライ) シェッフエン」の一人となっていた。では(フライ)シェッフエのテオデリクスと「テオデリクス・フォン・ベルテルヴィックのホーフ」とはどう関係するのか。フライゲリヒトの「正規の裁判場所」となる場所が「(フライ) シェッフエン」を勤める者の土地や屋敷になりえた、ということ。

(b) 次に7人の冒頭に挙がった「(フライ) シェッフエン」の一人オットー・フォン・ハッモンである。彼は、既述1288年(1月26日)付け証書 [ix]<sup>(313)</sup> によれ

ば、ドルトムント市裁判集会（市参事会庁舎において開催）の裁判長として、ドルストフェルト村所在の或る家屋の売買についてこれを確認していた。集会には、当時の市参事会員18人が列席した。その裁判集会（1288年）はもちろんフライゲリヒトではなかった。証書 [ix] には「判決質問条項」がみえた。とまれ、オットー（市裁判長）は1年少し後には、（フライ）シェッフエンの一員に就いたことになる。

（c）本1289年証書に挙がっていた（フライ）シェッフエンの1人に「ゲルハルト」（„Gerardo filio Radolphi“）がいた。彼は、これまでに度々ふれた „Gerhardus Radolphi“（証書 [x] [1257]）また „Gerhardo, filio domini Radolphi, iudice Tremoniensis“（証書 [v] [1261]）<sup>(314)</sup> に繋がる人物であろう。上記オットー・フォン・ハッモンと同様、かつてドルトムント市裁判長職にあった者である。ただ、30年もの開きがあるので、はっきり同一人物かどうかは保証できない。父子関係にある者かも知れぬ。（d）7人の中に「職杖持ち・ゴットフリードゥス（Gotfrido Clavigero）」がいた。彼は、既述証書 [xii]（1274）および証書 [xiv]（1278）にあったとおり<sup>(315)</sup>、フライゲリヒトにおける（フライ）シェッフエとして在席していた。都市裁判所の裁判長職に就くことはなく、ドルトムント伯（フライシュトゥールヘル）の職杖持ちの職に徹していた。

7名の（フライ）シェッフエン欄を去って、証書の証人欄をみると、1つ注目することがある。証人欄に、ドルトムント市参事会の当時のメンバー（consilio civitatis Tremoniensis）18人の名が挙がり、さらに、参事会員ではないが、5人の者の名もみえた。じつは、参事会員欄の中に譲受人（買主）兄弟の1人ルートガー（上記）がいたのに、注目したい。いわく „Lutgero, emptore iam dicto“ と。このかぎりでは、買主兄弟も、ドルトムント市民（しかも、その1人は市参事会員）であったことになる。買主が市民であったことは、証書本文の中には明記されていない（上記）にもかかわらず。

土地の売主も買主も、ドルトムント市民であった。たしかに、この点では、市内の場所でフライゲリヒト（「秘密裁判所」）が開催されたという上述の推測（ゾルバハ）は、生きてくる。しかし、フライゲリヒトは市内に設けられてはならな

い、とのドルトムント制定法の定め<sup>(316)</sup>との関係は、どうだろうか。こうみると、フライゲリヒトは市外で開催された可能性も棄て切れない。しかも、売買の目的物たる土地はドルトムント市郊外に位置した。他方、もう1つ問題が出てくる。当事者が市民であり、裁判集会場が市内（推測）ならば、売買の確認はフライゲリヒトでなくて「都市裁判所」においてとりあげられてよかったのではない。しかも、市参事会員18人が在席するほどならば。なぜフライゲリヒトなのか。売買の目的物たる土地が「自由地」であり、しかもドルトムント市郊外に位置したからか。フライゲリヒトが選ばれたのは、或る意味、都市にたいしドルトムント伯の主張がとおった結果なのかも知れない。それでもなお、本証書には、ドルトムント伯と共に、市参事会員が印章を添えた。都市はフライゲリヒト („sede liberi comitis iudicio“) に好意的な対応をとっていたようだ。

(2) 次に、証書 [ xvii ] (1295)<sup>(317)</sup> も、国王バンと秘密裁判とが繋がったフェーメ裁判初期事例を示す。これは、ブラッケル村に存する所領ボージンクホーフ (mansus dicti Boysinc siti in villa Brakele) について、その所有権 (proprietatem) の譲渡と、フライゲリヒトにおけるこの確認とを述べる。譲渡人はアルバート・フォン・ヘルデ (ego Albertus de Hurde)。身分関係は不詳。おそらく騎士層に属しているであろう。譲受人は、ブラッケル在のドイツ騎士団の管区長と団員修道僧 (commendatori et fratribus domus Theuthonice) であった。譲渡代価は3マルク。譲渡人は、彼の兄弟と子供 (相続期待権者) とを伴い (兄弟・子供が譲渡に同意していることを示すためである)、秘密裁判の正規の裁判場所に赴き (accessi ad locum legitimum secreti iudicii)、ここで「父祖の慣習に従い (secundum morem patrie)」譲渡の意思を表明する。フライゲリヒト面前において譲渡意思をあきらかにし、これが判決によって確認を受けるのは「慣習」となっていたとみられる。ブラッケルはかつてドルトムントを市内および市外で取り巻く4つのケーニヒスホーフ群 (たぶん「自由地」の淵源は少なくとも一部は、ここにあるのではないか) の1つであったのは、既述した<sup>(318)</sup>。

本証書のいう「正規の裁判場所」がどこに設けられたのかは、文書に明記されてはいないが、おそらくブラッケルであるのは、こうした事情によっ

裁判集會に列席した者(下述)にドルトムント市民が一人もいなかったのは、当事者双方の身分が関係しているのであろう。上述1289年の証書 [xvi] における場合とは、大きく違っていた。

当フライゲリヒトの集會を主宰し、裁判長となったのは、フライグラーフ、ヨハン・ファッハ (Johanne dicto Vac libero comite tunc temporis iudicio)。なお彼は8年後1303年後の証書 [xix] にあった(前述)ように、同じくフライゲリヒトの裁判長を勤めることになる。ともあれ、1295年の本集會において、裁判長は「(フライ) シェッフエンによる通例の判決提案を受け、国王パンの名において、かの(所領の)所有権 (proprietaem) を、既述の騎士団のために、(判決によって) 確認した。」<sup>(319)</sup> 裁判集會列席者として名を挙げられているのは、大きく3群の人物。(a) ハイフリヒ・ゾンネンタークほか2名の(フライ) シェッフエン (scabinis)。(b) 騎士修道団管区長のケサリウス、騎士修道僧コンラート (fratre Conrado plebano) のほか2名の者と、その他の騎士修道僧ら。(c) 所領管理人ヨハン (Johanne villico) ほか5人、であった。

証書には、ドルトムント伯ヘルボルドゥス、譲渡人アルバート、さらにアルバートの姉妹の各印章が添えられた。

以上2証書によれば、譲渡人による土地所有権の譲渡の意思表示と、フライゲリヒトにおいて判決による意思確認の2つの行為(ゾーム風にいえば「最初に私法上の、続いて訴訟法上の」行為)<sup>(320)</sup> が、1個の文書に書き込まれた。

(3) 証書 [xviii] (1302)<sup>(321)</sup> は、もっぱらフライゲリヒトにおける審理のありようを、あたかも帳簿における記事のように書いている。体裁は書付風証書(ドイツ語)といってよい。これまでの関係証書とは、いささか体裁が異なる。

ここにみえたフライゲリヒトの裁判場所は、フリートホーフ (gerichts stat up der stede Frythoff) であり、そのスタッフは、ドルトムント・フライグラーフ (frigrave zu Dortmund) ヨハン・ヴァッハ・フォン・ヴァーネマル(裁判長)、フライシェッフエン(判決人)および立会人 (fryschaffen und bysitters) は、リツヒベルト・フォン・シューレン以下8人である。ここに名をみせたハイフリヒ・ゾンネンターク・フォン・ブラッケル (Henrich Sonnendag van Brakele) は、上

述1295年の証書 [ xvii ] にみえた3人の(フライ) シェッフエンの1人として紹介したハインリヒ・ゾンネンタークと同一人物であろう。彼は、7年後1302年の本証書では、はっきり「フライシェッフエン (frysheffen)」の地位を占めていた。

フライゲリヒトのスタッフということでは、先にも少しふれたが<sup>(322)</sup>、さらに「フローン」<sup>(323)</sup>、「フローネ」あるいは「フライフローネ」<sup>(324)</sup>と称ばれる廷吏(いわば、裁判執行役)がいる。彼は、フライシェッフエン中の人物、しかもその第一人者たる地位にあり、開廷儀式を指揮し、フライゲリヒト集会を代表する役目にも就く存在のようだ。

本裁判集会場所に、譲渡人たるアッペルゲーベッケ出身 (van Appelderbecke) の兄弟 (ハインリヒ、ディートリヒ) がみずから出頭し、シュレーン在の家屋を、付属するものをも含め、ドルトムントのライノルディ教会司祭ボイムントに売却することを表明する。これに続き、裁判長フライグラーフ・ヨハンは、譲受人の司祭に向けて、当該家屋とその付属物との「所有権を指定し (egendom ingesatt)」た。このとき、「国王バンによって (durch koningsbann)」の言葉が添えられた。家屋および付属物の所有権が司祭に「指定」の手続きを経て移転するのは、「国王バン」の効力に由来することが、ここに言いあらわされている。本証書は書付(上記)だが、元来は、本稿がこれまでとりあげてきたような文書(つまり、〈余〇〇は誰誰に何何を譲渡する〉を内容とする文書)が作成されたものとおもわれる。そして、この文書には、本書付風証書の末尾に述べられていた言葉——「このときのドルトムント伯、コンラート (三世) の印章が捺され (mit des greven siegel van Dortmunde domals Conrat)」た——がみいだされたことであろう。また書付風証書には20人にも上る証人の名が挙がっているが、むろん元来の文書にもこれらの名が掲げられていたことであろう。

(4) 最後に、証書 [ xv ] (1281)<sup>(325)</sup>である。やや変則的な状況を述べているとおもわれるため、最後に残してきたもの。やや変則的な状況というのを、予め指摘しておけば、「国王バン」に言及する一方で、本証書には、これまで幾度もとりあげてきた、かの「判決質問条項」<sup>(326)</sup>が書き込まれていたことにある。こ

の種の証書(つまり、「国王バン」と「判決質問条項」とを合わせ書き込んだ証書)は、少なくとも14世紀初頭に到るまでの時代については、初めて目にする。

さて、本証書が述べるのも、土地取引である。ドルトムント伯ヘルボルドゥスは兄弟のヘルマンと諮り、今は亡きヨハン・フォン・ブラッケルの、夫人と2人の息子に、ヴァーネマール在の家屋とその付属物を合わせ、譲渡する。それまでは、これらは、夫人と息子が「自由封地として(in libero feodo)」保有していたものだ。「自由封地」とは必ずしも明瞭でないが、おそらく、生前ヨハンが封地として保有していた場合とは違い、レーン法上の義務を免れている状態の土地を指すのではないか。今度の譲渡はさらに徹底し、〈自由地(Freigut)〉として夫人と息子に与えられる<sup>(327)</sup>。

ところで、当該譲渡は、或る裁判集会において、表明された。集会の場所は、「ジーモン・デ・アクイスのホーフにおいて(in curia Symonis de Aquis)」(リンドナーは、本ホーフをドルトムント市内に位置したとみる)。ここで、ドルトムント伯は、「相続人から相続人へと、永久かつ平和的に確実に(譲受人が)保持なしうよう、かの(土地の)所有権(proprietatem)を国王バンの名において(per bannum regium)」譲渡した。本譲渡は「(フライ)シェッフエンが提案する判決(sententia scabinorum)」に従い、確認を受けた<sup>(328)</sup>。判決人によって提案された判決がいかなる表現形態をとっていたのかは不詳だが、その趣旨は、〈所有権の譲渡は、国王バンに基づいてなされるべし〉というものであろう。

上記のとおり本証書には、「国王バン」や「(フライ)シェッフエンが提案する判決」が述べられていた。とりわけ、「国王バンの名において」判決が下される、との言葉があるのは、本裁判集会がフライゲリヒトの集会であったことを示すのに、決定的なものといえる。諸研究も、そう捉えてきた<sup>(329)</sup>。他方で、証書には〈フライグラーフ〉の言葉はない。判決人も「シェッフエン」とあって〈フライシェッフエン〉とではない。シェッフエンは7人が名をみせているが、この中に、ドルトムント伯の伯父ヘルボルドゥス、「余(ドルトムント伯)の職杖持ち(clavigero nostro)ゴットフリードゥス」、また „Walcuno de Lon, Thiderico de Bertelwic“ らがいた。じつは、ちょうど彼ら4名は、既述証書[xii](1274)に

## 資 料

も名をみせた。われわれは、彼らを「フライシェッフェン」と捉え、上の „Walcuno de Lon“ を除く 3 名についても証書 [xiv] (1278) をとりあげたさい、そう解した<sup>(330)</sup>。こうして「シェッフェン」については、実質上〈フライシェッフェン〉と理解できる事例をみてきたので、ここでもそう解して無理はないであろう。他方〈フライグラーフ〉の言葉がないのは、どうしたわけだろうか。裁判集会の主宰者(裁判長)は、だれなのか。

集会主宰者はテオドル・パラスであり、ドルトムント伯によって「このときの余(伯)の裁判長」と称されていた(*presente etiam Theoderico Palas, tunc temporis iudice nostro*)者であった。これは、〈余によって選出・任命された〉裁判長と解しても不都合ではないが、ドルトムント市民・市参事会の意思いかんにかかわらず伯が専断的に選出・任命した裁判長というように捉えてはいけなであろう。すでに、この1281年の時代、裁判長テオドルは、市裁判長であり、都市が選出した裁判長候補を伯が裁判長職に就けるといった関係にあったからである<sup>(331)</sup>。これはとにかく、本証書には、たんに「ユーデックス(裁判長)」とみえるのみで、〈フライグラーフ〉とではない。そして上述 „*tunc temporis iudice nostro* (このときの余の裁判長)“ の文言に続き、「判決質問条項」が書き込まれた。すなわち〈*requisita et lata sententia, quod eque valium esset ac si coram tribunali acta fuisset* ([この場所において] 判決が問われ、判決が提案された。このことは、[ドルトムントの] 裁判集会場においてなされるものと効力の上でなんら異なるところはない)〉と<sup>(332)</sup>。フライゲリヒト以前の時代における、証書 [i] (1241) や証書 [ii] 以来の諸証書にみいだされた通例の文言である。

では、たんに「ユーデックス(裁判長)」とあって〈フライグラーフ〉となっていなかったことと、「判決質問条項」が書き込まれていたこととは、どう考えればよいのであろうか。この点について、従来研究はふれていない。そこで考えるに、先ず(a)「判決質問条項」に関していえば、こうであらうか。本裁判集会は、ジーモン・デ・アクイスのホーフ(屋敷・所領)で(*in curia Symonis de Aquis*)開催された。ただ、これは、常設の、フライゲリヒト裁判集会場所ではなかった。ために、「判決質問条項」を証書に書き込むことで、上記ドルトムン

ト伯の譲渡行為は、常設のフライゲリヒト集会場所における土地取引における場合と同等の効力を有することを、裁判集会参加者にあきらかにした、と<sup>(333)</sup>。これは、ドルトムント伯領のものであれ、ドルトムント市のものであれ、これまでの裁判集会における場合と同様の事情であった。では、こうした事情を、フライゲリヒト集会の場合についてもそのまま認めてよいのだろうか。いささか疑問が残る。

むしろ、証書を素直に読むとき、こう考えられないか。従来、「自由地」の譲渡は、ドルトムント市の裁判集会において「市裁判長」の主宰下で、確認を受けてきたところ、「自由地」譲渡の事案は、〈今後、国王バンの下でフライゲリヒトにおいてとりあげられるべき〉ことになり、これに従い、フライゲリヒト集会において譲渡が確認された。このとき、従来の裁判集会において市裁判長がおこなってきた確認の行為と、新たなフライゲリヒトにおけるそれとの関係はどうなるのか、が問題となり、これをどう証書に反映させるかが、裁判長の判決質問により判決人に向け、問われた。その回答が、上記の「判決質問条項」の書き込みによって示された。すなわち〈ここフライゲリヒトで、今おこなわれた自由地譲渡の確認は、これまで市裁判集会においておこなってきた確認と、効力の上でなんら変わりはない〉と。

或る意味、過渡期的な事情が介在していたのではないか。証書 [ xv ] はいみじくもその一端を示していないか。

次に (b)、〈フライグラーフ〉が名をみせなかった点に関しては、どう考えればよいか。この場合、フライグラーフとは、フライシュトゥールヘル (つまりドルトムント伯) その人ではなく、フライシュトゥールヘルによってそれに任命された者を指す。さて1281年当時、証書の記録者は、テーオドール・パラスをドルトムント伯の「ユーデックス」として書き込んだが、同時にこのテーオドールを伯の〈フライグラーフ〉と認めていたとおもわれる。なにしろ、1281年の裁判集会は国王バン下の集会であったから、裁判長が〈フライグラーフ〉の職にあったのは、判っていた。ただ、彼をことさら〈フライグラーフ〉と称ばなかったのは、上記 (a) の事情が存したからであろう。市裁判長はこれまで自由地譲渡の確認にあたってきて、実質上〈フライグラーフ〉の地位にあったため、とくにこう称

ぶ必要はなかった、と。

以上本節における、フライゲリヒト（フェーメ裁判）関係の9つの証書は、全体として不動産取引とその裁判上の確認をあつかい、ために内容上相互に大きく異なるところはなかった。同種類の文書群であり、補いうる関係にあった。

そうみてきて、とりわけ問題として、気づくのは、次の2点である。第1に、国王パンと「判決質問条項」の組み合わせさせた事例（証書 [ xv ]）に象徴的に示されていたように、一方で、従来の裁判集会における裁判長（ドルトムント伯領の裁判長であれ、ドルトムント市のそれであれ）と、他方で、ドルトムント・フライゲリヒトの裁判長（すなわちフライグラーフ）との関係は、どうなっているのか、が問われてこよう。もちろん、両者併行の状況は、関係の一端として存するのは疑いないが、とりわけ、伯領の裁判所とフライゲリヒトとは、相互にどう関わり、推移するのか、難しい問題である（なお「おわりに」参照）。

第2に、証書 [ xi ]（1268）を皮切りに度々出現した「秘密裁判（*secretum iudicium*）」（証書 [xii] [xvi] [xvii] [xix]）である<sup>(334)</sup>。この意味するところは、結局、これまでの証書そのものからは手がかりがえられなかった。同時代ケルン大司教コンラートがブリーロン（Brilon）市に与えた証書（1251）にあった〈*occultum iudicium*〉<sup>(335)</sup>も同様の用語であろうが、この意味も定かでない。いずれも、フライゲリヒトを言い換えているにすぎない。証書 [xi] に述べられている〈*in legitimo loco secreti iudicii*（秘密裁判の正規の場所で）〉の言葉1つとっても、よく判らない。「秘密」を文字どおり〈非公然〉の意味にとるとき、「正規の場所」で開催される裁判集会がなぜ「秘密」なのか。「正規の場所」であるならば、当事者、フライグラーフ、フライシェッフエンのみならず、さまざまな人物が証人とか立会人になったはずであり、現になっていた。

このように13世紀後期といった早い段階ですでに「秘密裁判」の言葉があらわれるとき、リンドナーは、ゴーグラーフが裁判長となった「ゴー裁判所（*Gogericht*）」（本来下級裁判所だが高級裁判権を行使するに到る）すなわち „*Volksgericht*“ と区別するため、かぎられた範囲の者が参向したフライゲリヒト

を「秘密裁判」と称んだのではないか、との所見を披瀝する<sup>(336)</sup>ほどだ。後代14世紀後期以降、原告は別として、フライグラーフを含むフライシェッフェン(これ以外の人物と厳格に別けるため「ヴィッセンデ [„Wissende“]」と称ばれた)のみが裁判の場にいるのを許されたことをもって「秘密」の一端がみえてくる。ともあれ、早期時代の「秘密裁判」の意味については今後の検討に委ねよう。

## 5 おわりに

本稿では、ドルトムント・フェーメ裁判(これは、フライゲリヒトとも称ばれた)の初期史のありようを探るため、先ず、13世紀前期に到るまでの、ドルトムントのケーニヒスホーフ、グラーフ・フォン・ドルトムント、そしてドルトムント市をめぐって相互の関係と勢力の推移とを概観した後、次に、とくにグラーフシャフト・ドルトムント(ドルトムント伯領)の裁判、また伯領内に位置した帝国都市ドルトムントの裁判(市参事会の裁判と区別される、都市君主の「都市裁判」)の実際の状況を、不動産取引を中心とした9つの関係証書から提示した。最後に、ドルトムントのフライゲリヒトの諸態様を9つの証書からよみといてきた。全18の証書の年代は、1241年から1303年におよんでいた。

フェーメ裁判は一般に14世紀には刑事裁判の姿をとり、15世紀ともなると刑事司法色はいつそう濃くなる。この意味で、読者は、もしかすると、本稿があたかもフェーメ裁判における〈刑事裁判の初期史的ありよう〉をとりあげるかのようにおもわれたかも知れない。が、じっさいは、そうではなかった。正確に言えば、〈フライゲリヒトの初期史〉であった。「フェーメ」の言葉を表題に掲げたのは、この言葉の方が一般によく知られている、といった事情によった。

さて、諸証書の分析によって、なにがあきらかになったのか、また、ならなかったか、論点的にまとめてみたい。

(1) ドルトムントにおいてフェーメ裁判所が13世紀後期に土地所有権の譲渡の確認に関わっていたことは、本稿における関係証書の分析によってあきらかになった。フレンスドルフ<sup>(337)</sup>によれば、それは13世紀および14世紀という2世紀もの

幅広い時代に妥当し、ホイスラーによればさらに遡り、一般に12世紀および13世紀にみいだされる<sup>(338)</sup>活動現象の一齣にあたった。そのさいフレンスドルフは、次のように述べた。フェーメ裁判の活動は13世紀および14世紀には、自由地(Freigüter)譲渡のさいの関与に「かぎられていた」と。こう言明できるのは、彼によると<sup>(339)</sup>、ドルトムントでは「15世紀になってやっと」関係証書がフェーメの刑事裁判活動を示すからである<sup>(340)</sup>。

歴史の研究に携わる者は、後の時代がどう進んだかをすでに知っている。「かぎられていた」と断言できるのは、この事情による。では、13世紀・14世紀当時の人人(譲渡人・裁判担当者)は「かぎられていた」事情をどう理解していたのか。譲渡をフライゲリヒトでおこなうのは「命じられていた」または「法律上必要なこと」<sup>(341)</sup>とみていたか。換言すれば「義務的な(obligatorisch)」もの<sup>(342)</sup>と捉えていたのか。じつは、そうであった。むろん、これには裁判所側の要求も関係していたに違いない。以上について、リンドナーは1181年から1269年に到る数個の関係証書<sup>(343)</sup>を挙げる。

ここでは紙幅の都合で1181年の証書のみをみよう。アーンセルク伯ハインリヒ(証書の発給者)がリースボルン修道院に、ゴードマなる名の婦人とその子供ら(エグベルトなる子は除き)を贈与した事例である。贈与そのものはすでに完了していた(id jam dudum factum fuerat)が、裁判所におけるその確認が済んでいなかった(nec tamen ita firmatum)ため、これがフライゲリヒト面前で次のとおりおこなわれた。「(贈与される母子と)一緒に居住する者らによる、市民法上の同意をえると共に、余のフライシュッフェンとミニステリアーレンとによる裁判判決をもって、確認がなされた」と<sup>(344)</sup>。贈与そのものはすでに完了しているにもかかわらず、フライゲリヒトの裁判集会において確認を受けるのは、このことが必要であったからだ。「永久に違犯がなきよう固く守られる(stabile perseveret)ために」も。

ここには興味深いことに奴隷(とおもわれる)母子の譲渡が述べられており、フライゲリヒト面前における譲渡は、不動産にかぎられていなかったようだ。他方、われわれの事例では、「自由地(Freigüter, Eigen)」たる不動産であった。た

だ自由地については本稿ではほとんどとりあげることができなかった。当該土地はドルトムント・フライゲリヒト最初の事例（証書 [x] [1241]）に〈in meram proprietatem, quod teutonice to durslagsten egene nuncupatur〉とみられるように「持ち主が真正なる所有権をもつ土地」（もしくは「持ち主が土地にもつ真正なる所有権」といった言葉として出現していた。ラテン語で „meram proprietatem“ とし、国語では „durslagten egene“ と<sup>(345)</sup>。リンドナーによれば、自由地の本質的な点は、それを取得した者が、制限なく処分しうるところにあった<sup>(346)</sup>。本稿紹介の証書の中には、元来「レーン（封）」であったものを、譲渡人が「自由地」に切り替えて譲渡する事例が述べられていた。

自由地（そして自由民）は、大きな問題であるため今後を期し、これ以上ふれることはできない。ただ、ドルトムントは、既述のとおりケーニヒスホーフの上に生成し、またケーニヒスホーフ群に取り囲まれていた<sup>(347)</sup>。このことを考えるとき、ドルトムント・自由地・フライゲリヒトの関係は、いっそう深いものがあるとおもわれてくる<sup>(348)</sup>。

そこで、話を戻そう。上述フレンスドルフの指摘は、フェーメ裁判の、不動産譲渡における関与（上記）が13世紀前期にも該当したことを示してもいる。そのためであろう、彼は1227年ドルトムントにおける（Actum Tremonie）一事例を挙げた<sup>(349)</sup>。アーンスバルク伯ゴットフリードゥス（二世）は教区ボーフム（Bokhem [クライス・リューディングハウゼン (Lüdinghausen)]）内の或る土地につきミュンスターの聖エギディイ（Ägidii）修道院に所有権（iure proprietatis）を譲渡した。土地はこれまで騎士ヴィッター（Wicgero milite de Hesnen）が伯から「封として（in feodo）」受け取っていた。伯は今度は「自由地」として譲渡する。譲渡が確認を受けたのが、ドルトムントにおける〈裁判集会〉においてなのかどうかは、証書に明文はないが、ただ証人欄直前の文章に「ドルトムントにおいておこなわれ、慣例のとおり国王バンの下に確認される（confirmatum ut moris est sub banno regio）。1227年。」とあった。証書によれば少なからぬ数の証人（ただ、ドルトムント伯は名をみせていない）が列席する中で「確認される」というのであれば、裁判集会が最も考え易い。証人の中には、（たぶん伯の）ミ

## 資 料

ニステリアーレとして „Godefridus burcgravius“ がおり、この者の下隷者であろうが „Gerewinus thincgravius“ がいた。もしかすると、この者が裁判長職にあったのかも知れない。とにかく「国王バンの下に」(上記)とみえたところから、フレンスドルフは、確認を受けた場所がフェーメ裁判集会所とみたようだ<sup>(350)</sup>。アーンズベルク伯はシュトゥールヘルとして、ミニステリアーレンの一人をフライゲリヒトの裁判長職に就かせることになる。

(2) 上記1227年の事例によれば「慣例のとおり」国王バンの下に確認がおこなわれたとあり、国王バン下の裁判集会所はアーンズベルク伯の場合は、1227年以前の時代に遡るようである。ではドルトムント伯の事例ではどうであったか。ドルトムント・フライグラーフ出現の証書上の最初は1257年(1月)であって(証書[x])、アーンズベルクにおけるよりも少なくとも30年は遅い。むろん、証書のさらなる吟味によってその出現は、もっと早い時期になるかも知れないが。

この1257年を起点とするとき、直前の時期1255年(証書[iv])に、および直後の1261年(証書[v])にも、ドルトムント伯領のものであるドルトムント市のものである、裁判集会所の裁判長は „iudex (ユージェックス)“ と称され、〈フライグラーフ(libero comite)〉とはなっていない。後者の1年後1262年(8月22日)土地譲渡の証書[vi]によれば、裁判集会所を主宰したのはヒルデブランドゥス・ズーダーマン裁判長(iudice tunc temporis Tremonie existente)であった<sup>(351)</sup>。そしてこの6年後1268年(4月16日)18人の市参事会員列席の上参事会庁舎で開催された裁判集会所において、裁判長を務めたのもこのヒルデブランドゥスであった。関係の証書は市参事会が発行したもの。ここで市民ロットゲールスは、彼の財を、(借入金)70マルクのために、息子アルノルトに担保として譲渡し(tytulo pignoris obligavit)た<sup>(352)</sup>。またこの5ヶ月後の9月4日ドルトムント市外において国王バン下の「秘密裁判」集会所が開催された(証書[xi])。裁判長は「フライグラーフ」ヴィナンドゥス(Winando tunc temporis libero comite)であった。以上が、裁判集会所のありようであった。

上記13世紀中葉における事情は、同末葉にも知られた。それぞれ裁判集会所を述べる1286年(12月5日)の証書(ここでは、裁判長はオットー・デ・ハッモン)、

および1296年(12月28日)の証書(裁判長はペトロ・デ・ダットレン)<sup>(353)</sup>(いずれにも、「判決質問条項(requisita et lata sententia)」があった)にみえるもの。両者に挟まれた時代、国王バンの下でフライグラーフ主宰による「秘密裁判」が開催された。1289年と1295年の証書([xvi] および [xvii])にみたとおりだ。

では、諸事例をこのように配列してくると、なにがみえてくるか。ドルトムントの裁判長(伯領のそれであれ、都市のそれであれ)主宰の裁判集会和、フライシェッフェンを伴ったフライグラーフ主宰のフェーム裁判集会和とは、併行して開催されていた、ということだ。これを別様にいえば、こうなろう。証書 [i] (1241)で述べられて以来「ドルトムントの裁判長」(伯領の裁判長であれ、都市のそれであれ)主宰で続いてきた裁判集会和に、証書 [v] (1257)を皮切りに、国王バン(証書によっては、この文言がないことがあったが)に基づくフェーム裁判集会和が、新たに加わった、と。そしてこれが1303年のフライゲリヒト(証書 [xix])へと繋がっていく<sup>(354)</sup>。この意味で、マイニングハウスは、証書 [v] (1257)の時代に、伯領の裁判所(しかもこの下級裁判権)が、都市裁判所とフライゲリヒト(農村部の裁判所)に分化すると捉える(彼は、国王バンの問題にはほとんどふれていない)が<sup>(355)</sup>、こうした把握方法は、諸証書の検討からはどうも出てこないようだ。

ともあれ、では加わった結果相互の関係は、どうなったか。この点の解明は難しく当面「ドルトムントの裁判長」とフライグラーフとは併行し、裁判集会和を主宰したとみておく他ない。ただ1つ関係して注目しうる事象がある。ドルトムント市裁判長がフライシェッフェンに就いたことである。これが、既述「オットー・フォン・ハッモン」(証書 [ix]・証書 [xvi])、および「ゲルハルト (Gerardo [Gerhardo] filio Radolfi)」(証書 [v]・証書 [xvi])の事例に知られ、この意味で、併行の関係は流動的關係でもあった。ドルトムント市裁判長は、都市君主(国王・伯)が裁判権を握る「都市裁判所」を国王・伯に代わって主宰する立場にあるため、同じく伯がシュトゥールヘルとなっているフライゲリヒトの判決人に就く(いわば横滑りする)のは、不思議ではない。ただ、市裁判長の任命には、都市すなわち市参事会の力が与り、伯はこの影響を看過できなかったことを考え

るとき、関係の流動性はやや複雑化し、この意味では興味深いものがある。

(3) では、どうして、「ドルトムントの裁判長」の裁判集会の傍らに、フライゲリヒト（フェーメ裁判）のそれが設けられるに到ったのであろうか。フライゲリヒトの主宰者がドルトムント伯（フライグラーフ、シュトゥールヘル）であってみれば「フライゲリヒトの設置に力を注ぐ」<sup>(356)</sup>のは、理解できるところ。では、力を注ぐのは、いかなる理由によるのか。

1つは、伯にたいし勢力を増すドルトムント市民、具体的には市参事会に対抗するためである。もう1つは、「国王バン」の問題がある。フライゲリヒト自体の意義の問題だ。従来の裁判集会の傍らに、フライゲリヒトが出現するとき、決定的なのは後者が「国王バン」下の裁判であったこと。ではなぜ、国王バンを備える必要があったのか。ザクセンシュピーゲルによれば、シェッフエンバールフライエによる非行とならび、高級裁判所のもう1つの管轄領域は、「自由地（アイゲン）」の譲渡にあった。これをとりあげる（つまり高級裁判権をもつ）には、国王バンの取得が求められた。これに応じたのが、われわれの場合ドルトムント伯であり、伯の裁判所（伯領の裁判所）であった。こうして、都市郊外の伯領において、フライゲリヒトが出現し<sup>(357)</sup>、伯領の裁判所とならび、かつ、徐々に伯領の裁判所に代わってフライゲリヒトに伯権力が移っていく。都市市民もしくは都市参事会に対抗する意味で。同時に、「自由地」譲渡という不動産取引の効果が国王バンによって強められる<sup>(358)</sup>。〈強められる〉というのをルードルフ・ゾーム<sup>(359)</sup>風にいえば、こうなろう。〈フライゲリヒトの裁判長面前における譲渡は、法律上、フライゲリヒトの裁判長による譲渡に他ならぬ〉と。

なぜ強められる必要があったか。取引をめぐり後に生じうる争いを未然に回避するためだ。しかも効果的に。不動産をめぐる争いが起こりうることは、当時の人人のだれにも判っていたこと。上で挙げた1268年（4月16日）の証書にあった市民ロットゲールスによる譲渡事例にそれがみえる——彼が息アルノルトに担保として財（小売店からの収益とか製粉場の四分の一）を譲渡するのは「彼（譲渡人）の死後彼の財をめぐり争いが生じるのを防ぐのに効果あらしめん」<sup>(360)</sup>ためであった。証書で市民がことさらに述べるからには、相続期待権者間における争い

の芽が、すでにあらわれていたかも知れぬ。芽が未だ出ずとも、いずれ出る余地のあることが、現在の譲渡人に想像されたのであろう。また市参事会が関係証書の発行者(上記)であってみれば、証書記録者に上記のとおり書き込ませた市参事会も、たぶん市民から告げられ、その辺りの事情を予測していたのではないか。市民が活着しているうちは抑えが利くかも知れぬが、死後はどうなるか判らぬ——こういった心配・憂慮の事情が潜んでいたのではないか。あたかも現代に通じるような話だ。

さらにもう1点挙げれば、既述1303年の証書 [xix] によれば司祭エーベルハルトは市民ゲルヴィンに土地を譲渡するのに、彼(司祭)は、自己の3人の兄弟とこれらの妻および子といった「全ての相続人」を伴いフライゲリヒト集会に臨んだ<sup>(361)</sup>のは、後後親族間で争いが生じぬよう予防の意味が少なからずあったであろう。「所有地(アイゲン)」の譲渡にあたり相続人の同意の要するのは、ザクセンシュピーゲルの強調するところ(1・34・1, 1・52・1)であった。

こうして、フライゲリヒトが国王バンを備え、不動産取引の効果をバンによって強めるのは、取引をめぐり後に生じうる争いを未然に回避するのに効果があったため、と考えられぬか。もちろん、国王バン裁判関係の証書でなくとも、そもそも証書を作成すること自体が、記録をとおし、法的に重要な意味をもつ事実を「立証する(bezeugen)」ことを目的としていた<sup>(362)</sup>が、フライゲリヒト関係証書は〈立証力〉をさらに強めうる。こうした強化は、国王バンによっていっそう図られる。ここには、王権への期待が潜在していよう。さらにいえば、国王バンによって取引の効果を〈強める〉のは、あたかも、ザクセンシュピーゲルが国王に選ばれた者にたいし、こう誓約するよう求めるのと揆を一にするものと考えられる。「法を強め、不法をくじく(recht sterke unde unrecht krenke) …可能なかぎり。」(3・54・2)と。

以上、本稿は、ドルトムントを中心に、フェーメ裁判(フライゲリヒト)の初期史(13世紀後期)の一端を、「ドルトムントの裁判長」(伯領の裁判長および市裁判長)の問題と絡めとりあげた。諸裁判間の関係と推移は流動性を帯びつつ、

他方都市の力は伸びてきていた。次は14世紀というドルトムント・フライゲリヒト中期時代のありようが問われる。それは、13世紀後期の問題を再検討する上で必要である。ただし、後代から視る先入見を抑えつつ該時代に生きた人人の思惟・情念を掬い取らねばならぬ。と共に、刑事裁判の出現の契機を考えるのにも、必要である。以上と重ね、13世紀そして14世紀の周辺ラント・都市におけるフェーメ史への目配りが大切である。おこなうべきことは少なくない。

### 国王バンの下の裁判



宮中伯とラントグラーフは、グラーフと同じく、国王バンの下で裁判をおこない、彼らも60シリングの贖罪金を受け取る（ザクセンシュピーゲル3・64・6）

Der Sachsenspiegel. Die Heidelberger Bilderhandschrift Cod. Pal. Germ. 164, von Walter Koschorreck, Insel Verlag Frankfurt (M) 1989 fol. 22,-23.より。

### 注

- (274)Lindner [6] 334 (Anm.6), 335 (Anm.1, 2).
- (275)Heck, Philipp, Der Sachsenspiegel und die Stände der Freien, Halle 1905 (Ndr.1964), 782 (Anm.3) f.
- (276)v. Voltolini, Hans, Königsbanleihe und Blutbanleihe, in: ZRG G.A.36, 1915, 308 („Erst die späteren Femgerichte“).
- (277)Hömberg, Albert K., Die Entstehung der westfälischen Freigrafchaften als Problem der mittelalterlichen deutschen Verfassungsgeschichte, Münster 1953, 1-12.
- (278)Hömberg [3] 28 (Anm.76).

- (279) Hömberg, Die Veme in ihrer zeitlichen und räumlichen Entwicklung, in: Der Raum Westfalen, Bd.2 Erster Teil, hg.v.H.Aubin und F.Petri, Münster 1955, 158 („an dem Richten unter Königsbann“).
- (280) Hömberg, Albert K., Kirchliche und weltliche Landesorganisation (Pfarrsystem und Gerichtsverfassung) in den Urfarrgebieten des südlichen Westfalen, Münster 1965, 94 („als dessen Hauptkennzeichen der Königsbann galt) f.
- (281) 本書(前注277)全体についてSchlesinger, Walter, Bemerkungen zum Problem der westfälischen Grafschaften und Freigrafschaften, in: ders., Beiträge zur deutschen Verfassungsgeschichte des Mittelalters, 2, Göttingen 1963, 213-232 (国王バンについてはS.214 f.). またDroege, Georg, Landrecht und Lehnrecht im hohen Mittelalter, Bonn 1969, 202 („nachweisbar falsch“); Janssen, Wilhelm, A.K.Hömbergs Deutung von Ursprung und Entwicklung der Veme in Westfalen, in: Der Raum Westfalen Bd.4 Erster Teil, Münster 1989, 206 (Anm.62) 参照。
- (282) Hömberg [277] 2 („Worin aber lag die Besonderheit“) f., 110 („andersgeartete Hochgerichte“). なおこのことは、すでにHeusler, Andreas, Deutsche Verfassungsgeschichte, Leipzig 1905, 223 がスイス(なかんずく東スイス)と比較して、強調していたところであった。
- (283) cf. Hömberg [277] 2 (Anm.1), 1 („etwa die Hälfte des spätmittelalterlichen Westfalen“).
- (284) Hömberg [277] 4 („seit 1300“), 7 („ein Reliktgebiet einer älteren Rechtsordnung“). cf. Droege [281] 202 (Anm.181).
- (285) Hömberg [277] 3 („ursprünglich keine westfälische Eigenart“), 4 (Anm.6, 7, 8), 5 (Anm.14), 6 (Anm.16).
- (286) Hömberg [277] 6 (Anm.17), 7 („im ganzen Deutschen Reich“).
- (287) Hömberg [277] 7 („auch Eigentumsübertragungen „regio banno““, 3 („zwischen Harz und Elbe“), 4 (Anm.5).
- (288) Schlesinger [281] 214 („rückschreitenden Methode“).
- (289) Hömberg [277] 5 („allgemeine Verbreitung“; „nicht··· etwa als Gründungen der Staufer zu betrachten“).
- (290) なお、カピトゥラリアをめぐるとの問題について、直居淳「国王自由人とは何か」久保正幡編『中世の自由と国家 上』(創文社・1980) 377頁(「カピトゥラリアの規定は正に矛盾に満ち満ちている」)、380頁(カピトゥラリアは「王権が…次々と講じていった修正策としてのみ読まれうる」)。
- (291) Schlesinger [281] 215 („reine Hypothese“). 研究手法の1つを提示するもの

として、興味深い発言だ。

- (292) Droege [281] 202 (Anm.182). cf. Mayer [303] 1 (1899) 144 (Anm.11).
- (293) Droege [281] 200 („seit der Mitte des 12. Jahrhunderts“).
- (294) cf. Droege [281] 202 („seinen Einfluss verloren hatte“).
- (295) Uhlhorn, Friedrich/Schlesinger, Walter, Die deutschen Territorien, 1979(dtv), 75 („ein Bild starker Zersplitterung“), 78 („politischer Zerrissenheit“). 服部良久「13世紀のドイツ北西部における紛争解決と政治秩序」『京都大学文学部研究紀要』45 (2006) 106頁 (「聖俗諸侯、貴族のせめぎ合う場」) 参照。
- (296) この皮切りの1つが、イーゼンベルク伯によるケルン大司教殺害を発端としたフェーデであった。拙稿 (前注228) 53頁 (注54)。また服部良久 (前注295) 70頁 (「イーゼンブルガー・フェーデ [1227-43]」) 以下。
- (297) 服部良久 (前注295) 166頁 (「フォーマルな権威と制度をも利用」)。
- (298) cf. Molitor, Erich, Die Entwicklung der westfälischen Freigerichte, in : Westfalen 6 (1914), 45 („die kleinen Grafen“).
- (299) DUB Erg. -Bd.1 Nr.469 (1311 Mai 15) : imperiales scabinos, quos „vemeschepen“ vulgariter appellant・・・.
- (300) cf. Heusler [282] 223 („Freigerichte als kaiserliche Gerichte“).
- (301) cf. Schröder, Richard, Deutsche Rechtsgeschichte 1 : Bis zum Ende des Mittelalters, 2.Aufl. (Besorgt von Heinrich Glitsch), Berlin und Leipzig 1920 (Sammlung Göschen), 112 („diese Rechtsauffassung“).
- (302) Sohm, Rudolph, Fränkisches Recht und römisches Recht, in : ZRG G.A.1, 1880, 43 („Er muss vielmehr warten“) (久保正幡・世良晃志郎訳『フランク法とローマ法』 [岩波書店・1942] 48頁)。
- (303) cf. Mayer, Ernst, Deutsche und Französische Verfassungsgeschichte vom 9. zum 14. Jahrhundert, 2, Leipzig 1899 (Ndr.1968), 352 (Anm.9)。
- (304) cf. Meister, Aloys, Deutsche Verfassungsgeschichte von den Anfängen bis ins 15. Jahrhundert, Leipzig/Berlin 1922, 188 Anm.4.
- (305) Meyer, Georg, Die Verleihung des Königsbannes und das Dingen bei markgräflicher Huld, Jena 1881 (Ndr. 1970), 5 (Anm.15)。
- (306) Lindner [6] 367 („Streitigkeiten über freies Eigenthum vor das Freigericht“), 367 (Anm.3, 4), 368 (Anm.1, 2)。
- (307) Uhlhorn/Schlesinger [295] 79 (Anm.20)。
- (308) DUB 1 Nr.211 (1289 Apr.5). cf. Sickel, W., Zur Geschichte des Bannes, Marburg 1886, p.35 Nr.99. また Frensdorff [8] Einleitung p.145 Anm.8 ;

- Meininghaus [13] [2] 196 (Anm.1); Sollbach [20] 278 (Anm.402). さらに Dyckerhoff [18] 81 Anm.33, 34に、本節所掲のものを含めフライゲリヒト関係証書がほぼ網羅提示されている。
- (309) DUB 1 Nr.211: honorabilis vir, Herbordus, comes Tremoniensis, legitimum locum secreti iudicii per sententiam constituit et personaliter in sede liberi comitis iudicio presidebat, in quo loco bona resignavimus memorata.
- (310) Burchard, Kurt, Die Hegung der deutschen Gerichte im Mittelalter, Leipzig 1893, 77 (Anm.1).
- (310a) DUB Erg. -Bd.1 Nr.252 (1281) (Theodericus de Bertelwic ···burgenses Tremonienses); Sollbach [20] 278 (Anm.403, 404). 市民が市外にも「ホーフ」を有したということはないか。そこにフライゲリヒトが設けられたから。
- (311) cf. Frensdorff [8] Einleitung p.152 Anm.1.
- (312) 拙稿「フェーム裁判の初期史をめぐって(3)」『熊本法学』146 (2019) 13頁 また19頁参照。なお後注(330)本文も参照。
- (313) 拙稿(前注219) 92頁(注153)参照。
- (314) 拙稿(前注219) 103頁(注186, 187)、拙稿(前注312) 5頁(注236)。
- (315) 拙稿(前注312) 13頁(注253)、拙稿(前注312) 18-19頁。
- (316) 拙稿(前注219) 82頁(注116)、拙稿(前注312) 12頁(注252a)参照。
- (317) DUB Erg. -Bd.1 Nr.366 (1295 Mai 25). cf. Sickel [308] p.36 Nr.100.
- (318) 拙稿(前注228) 50頁(注36)。
- (319) DUB Erg. -Bd.1 Nr.366: qui per bannum regium ipsam proprietatem sepedicte domus confirmavit de vulgari sententia scabinorum.
- (320) 「裁判上のアウフラッスンク」はこうした2行為からなっていた(Sohm [302] 39 [久保・世良訳48頁])。
- (321) DUB Erg. -Bd.1 Nr.427 (1302 Nov.22). cf. DUB 1 Nr.424 (1302). cf. Sollbach [20] 283 (Anm.452).
- (322) 拙稿(前注312) 11頁(注245)参照。
- (323) Lindner [6] 372 („zweier Schöffen und des Fronen“), 408 („Gegenwart des Fronen“).
- (324) Eckert, Christian, Der Fronbote im Mittelalter nach dem Sachsenspiegel und den verwandten Rechtsquellen, Leipzig 1897, 73 („durch den Freifronen ersetzt“), 74 („der Frone“), 76 („Frone [freyfone]“).
- (325) DUB 1 Nr.158 (1281 Febr.16). cf. Sickel [308] p.35 Nr.98; Lindner [6] 63 („Die Urkunde von 1281“). Baedeker [17] 246 Nr.11. 拙稿(前注219) 109頁

資 料

- (注206) 参照。
- (326) 拙稿 (前注219) 84頁 (注125)、91頁 (注150)。
- (327) Lindner [6] 366 (Anm.1) によれば、こうした封地から自由地へ切り替えての譲渡は、聖界施設に向けられるのが通例だった。また後注 (349) 該当本文における1227年の事例を参照。
- (328) DUB 1 Nr.158 : contulimus de herede ad heredem perpetuo ac pacifice possidendam stabiliendo dictam proprietatem per bannum regium dicte vidue ac suis heredibus in futurum, dictante sententia scabinorum….
- (329) Frensdorff [8] Einleitung p.148 (Anm.3); Lindner [6] 62 („der Oheim Herbord, Gottfried Claviger… Dietrich von Bertelwich 1281 auch unter den sieben Freischöffen“); Meininghaus [13] [2] 12 (Anm.3); Sollbach [20] 283 (Anm.449)。
- (330) 拙稿 (前注312) 13頁 (注253) および18-19頁参照。
- (331) 拙稿 (前注219) 112頁 (注211) を参照。
- (332) cf. Lindner [6] 368 (Anm.3). リンドナーはここで『ドルトムント証書集 第1巻』(DUB 1) に収められているNr.78 (1241年 [証書 (i)] ), Nr.94 (1253年 [証書 (iii)] ) からNr.447 (1329年), Nr.672 (1351年) までの、市裁判長の面前における譲渡事例、しかも「判決質問条項」を書き込んだ証書事例16点 (ここには、1281年の本事例 [証書 (xv)] を含む) を挙げた。
- (333) cf. Lindner [6] 60 („auch im Rathhaus, in Kirchen, in Privathäusern u.s.w.“)。
- (334) cf. Lindner [6] 478 (Anm.5)。
- (335) Seibertz [3a] 1 (1839) Nr.269 (1251 Jan.4) : quod illud occultum iudicium quod vulgariter Vehma seu vridinch appellari consuevit (ここに初めて「フェーメ」の言葉があらわれた)。cf. Meister [304] 187 Anm.6; Lindner [6] 311 (Anm.4)。
- (336) Lindner [6] 480 („gegen andere Gerichte, namentlich das Gogericht“)。
- (337) Frensdorff [8] Einleitung p.151 (Anm.10) : „beschränkt“。
- (338) Heusler [282] 221 („das echte Ding, das Freiding, unter Königsbann“)。12世紀後期の1例としてSickel [308] p.36 Nr.109 (1187) 参照 : in libero placito cometie sue banno regali omnique jure civili constabilivit。
- (339) Frensdorff [8] Einleitung p.152 (Anm.2)。
- (340) ここで比較的にいえば、オスナブリュックでは、Rothert, Hermann, Geschichte der Stadt Osnabrück, Teil 1 (Osnabrück 1937) 66 (Anm.66) -67 (Anm.71), Teil 2 (Osnabrück 1938) 70 (Anm.194) によれば、13世紀中葉時代フライゲ

- リヒトはドルトムントと同様、自由地 (Freigüter) の譲渡に関わっていたが、すでに14世紀に (ただし、同世紀半ばであろうが) 刑事裁判に移行した。これは〈刑事裁判活動が加わった〉と解してよいのだろうか。この点は釈然としない。
- (341) Lindner [6] 367 („als geboten), 366 („gesetzliches Erfordernis“).
- (342) Sohm [302] 41 (久保・世良訳52頁). これが「裁判上のアウトフラッセンク」の行き着いた先であった (ゾーム)。
- (343) 1181年 : Kindlinger, Nikolaus, Münsterische Beiträge zur Geschichte Deutschlands hauptsächlich Westfalens 3 (Münster 1793), Urkunden p.70-71 Nr.24; Seibertz [3a] 1 Nr.82; 1223年 : Westfälisches Urkundenbuch 3 [201] Nr.192; 1227年 : Seibertz [3a] 3 (1854) Nr.1082; 1269年 : Seibertz [3a] 1 Nr.345 : sicut iuris ordo exigit, quod ante sedem liberam.
- (344) Kindlinger (前注343) 1181年 : Nam civili jure consensu condomesticorum suorum et judiciali sententia tam liberorum quam ministerialium meorum confirmatum est.
- (345) 拙稿 (前注312) 3頁 (注225)。「自由地」をめぐるさまざまな同義語・関係語については Lindner [6] 364 (Anm.2), 365 (Anm.1, Anm.2) を参照。
- (346) Lindner [6] 365 („die unbeschränkte Verfügung“).
- (347) Hömberg [280] 92 (Anm.68, 69). cf. Niese, Hans, Die Verwaltung des Reichsguts im 13. Jahrhundert. Ein Beitrag zur Deutschen Verfassungsgeschichte, Innsbruck 1905, 196 (Anm.7), 196 („ursprünglich zur Grafschaft gehört“).
- (348) cf. Sohm [302] 49 („in allen Städten auf Königlichen Domanium“) (久保・世良訳66頁)。
- (349) Frensdorff [8] Einleitung p.151 Anm.10 : Westfälisches Urkundenbuch 3 [201] Nr.241. cf. DUB Erg. -Bd.1 Nr.103. なお13世紀前期の関係事例 (国王パン下の) として, Sickel [308] p.32 Nr.60, p.33 Nrr.66~70 参照。
- (350) 同じく1227年アーンズベルク伯ゴットフリードゥス (二世) の関係事例は、拙稿 (前注228) 46頁 (注3 a) を参照。また Seibertz [3a] 3 Nr.1082 (1227) 中の文言 „per sententiam regii banni et confirmationem“ も参照。Cf. Lindner [6] 366 („1227“).
- (351) 同様の意味でヒルデブランドゥスが裁判長になっているのを示す DUB 1 Nr.125 (1268 Apr.16) も参照。
- (352) DUB 1 Nr.125 (1268 Apr.16).
- (353) 以上、拙稿 (前注219) 84頁 (注127)、84頁 (注126) 参照。

資 料

- (354) 拙稿（前注312）19頁（注269）。cf. Niese [347] 196 Anm.5（ここで1263年とあるのは正しくは1303年）。
- (355) Meininghaus [13] [2] 13. また「分化」するのが「伯領の裁判所の下級裁判権」だというのも、検討が要る。
- (356) 拙稿（前注219）115頁。
- (357) cf. Niese [347] 196 (Anm.8)。伯は伯で「伯バン」を行使した（Westfälisches Urkundenbuch 3 [201] Nr.84 [1214: sub banno Lamberti comitis] ; Sichel [308] p.32 Nr.58)。フライグラーフとして伯はこれに「国王バン」を加えもつことになるのか。なお或る裁判所が高級裁判所であることと、高級裁判権をもつ、またはもつに到ることとは別の事態となりうるが、ここではとくに問わないでおこう。
- (358) cf. Frensdorff [8] Einleitung p.152 (Anm.1 : bestärkt)。
- (359) Sohm [302] 36 („die Auflassung vor dem Richter“) (久保・世良訳48頁)。
- (360) DUB 1 Nr.125 (1268) : volens omnem discordiam, que post obitum suum oriri posset, de bonis suis salubriter precavere···。
- (361) 拙稿（前注312）20頁参照。
- (362) Bresslau, Harry, Handbuch der Urkundenlehre für Deutschland und Italien, 4.Aufl., Bd.2, Berlin 1969, 62.

（付記。本稿はいつか《資料》にすぎぬものなれど、これを金沢時代の恩師、三代川潤四郎先生、海原文雄先生に捧げます。両先生とも、熊本における研学生活をずいぶん心配していただきました。私の不明のためそのご心情にそむく結果となりおわび申し上げます。ありがとうございました。さいわいに命をいまま少しだけながらえうるならば、多少ともきちんとした作品でもって、両先生のご恩に応えたくおもいます [2019年8月3日記す]）。